



事務所 TOPIC

新サービス

「Logistic Legal Dock」リリース!

運送業界を取り巻く環境は、近年大きく変化しています。法令遵守や安全管理は、単なる「義務」ではなく、企業の信頼や事業継続を左右する重要な経営課題となりました。そこで弊所では、“問題が起きてから対応する”のではなく、“問題を未然に防ぐ”ための継続型コンプライアンス支援サービス「Logistic Legal Dock」をスタートしました。形だけの対策から脱却し、選ばれる企業へ舵を切りたい経営者様、必見です。

今、求められる 予防型コンプライアンス

ドライバー不足や燃料費高騰、荷主からの品質要求の高度化など、事業者求められる管理水準は年々高まっています。さらに現在、国では「貨物自動車運送事業の許可更新制」の導入も議論されており、今後は許可取得後も継続的な法令遵守体制や安全管理体制が厳しく問われる可能性があります。しかし、裏を返せば、安全・労務の管理体制が適切な事業者こそが、荷主、金融機関、そして採用市場から選ばれる時代でもあります。コンプライアンスの徹底は、守りではなく、企業価値を高める“攻めの経営基盤”なのです。

これまで以上に日常的な記録保存や社内教育が厳しく問われる今、運送事業者には「問題が起きてから対応する」のではなく、「未然に防ぐ」ための予防型体制へのシフトが求められています。

書類作成の「代行」から、 経営の「自走」へ

従来の行政書士業務は、巡回指導や監査、Gマーク申請の直前にスポットで書類を整える業務が中心でした。しかし、これだけでは根本的な経営課題の解決にはなりません。本サービスは経営のパートナーとして深く関与し、最終的には「弊所がいなくても、自社社員だけで

Logistic Legal Dock のサービス

サービス内容

3ヵ月ごとに各営業所を訪問し経営会議で報告、その後もモニタリングを行います。
※サービス開始時には、初回ヒアリングと初期診断を実施し、貴社の現状把握と方針のすり合わせを行います

1

各営業所の現地調査

各営業所を訪問し、巡回指導38項目(適正化事業実施機関による指導項目)に基づく帳票確認と担当者ヒアリングを実施。潜在的な課題までを丁寧に洗い出します。

2

経営会議で結果を報告

役員会等の経営会議に参画し、改善提案書を提出。現地調査から浮かびあがった課題を整理し、緊急性と重要性の観点から優先順位を付けてご提案します。

3

定期モニタリング

改善提案書で示した実行計画の進捗を、オンラインで定期的に確認。日々の運用に伴走し、計画が実行に移されているかを継続的にフォローします。

価格

3つのプランをご用意。
貴社に合わせたプランをお選びいただけます。

価格例

ベーシック：33,000円/月～

スタンダード：55,000円+車両加算(1台2,200円)

プレミアム：スタンダードの1.5倍

優良事業者認定制度

コンプライアンス体制が安定した事業者様には、「訪問頻度の調整」「割引適用」を実施。
“自走できる組織”になるほど、負担が軽くなる仕組みです。



詳細はお問い合わせください ☎ 048-789-7669 ✉ info@tokusya-office.net

コンプライアンスを運用できる組織」を目指します。

「もう不要です」と 言われた時がゴール

先日、35歳を過ぎて初めて「人間ドック」を受診しました。体の隅々まで調べ

て「異常なし」と分かった時の安心感は格別でしたが、同時に「病気もコンプライアンスも似ているな」と痛感したのです。どちらも目に見えず、気づかないうちに内部で進行し、問題に気づいた時には深刻化していることもあります。

点呼や帳票管理、運転者教育などが「売上拡大」の陰でおざなりになっていませんか？一度緩んだ意識は、放置すれば元に戻すことが難しくなります。

本サービスの真の目的は、コンプライアンスに対する企業風土の変革です。貴社が完全に「自走できる組織」になり、「もうサポートは不要です!」と言われたときに、初めてこのサービスは完成します。ぜひ“会社の人間ドック”としてご活用ください。

従来のサービスとの違い

	従来のサービス	Logistic Legal Dock
業務スタイル	書類作成の代行	経営判断への参画・進言
関与する期間	巡回指導等*の都度	3ヵ月ごとに継続
最終的なゴール	巡回指導等*を通過	自走できる組織への成長

(巡回指導等：監査、Gマーク取得、許可更新等を含む。)



特車申請、変革のとき



国土交通省は、特殊車両通行許可（特車申請）の審査や取り締まりに、AIを活用していく方針を示しました。『物流ニッポン』（2026年4月21日掲載）によると、社会資本整備審議会道路分科会において、今後の方向性が確認されています。今回の見直しでは、「審査の迅速化」と「取り締まり強化」の両面が大きなポイントとなっています。

AI活用で審査を効率化

特車申請では、交差点を安全に通行できるかどうかの確認に時間を要するケースがあります。今後は、こうした折進可否判断にAIを活用することで、審査の効率化を図る方針です。

特に協議箇所が多い案件について、審査期間の短縮が期待されています。また、道路管理者間でFAXや郵送によって行われていた協議についても、原則オンライン化される予定です。

国は2031年度までに、

- ・全許可経路の7割を自動審査化
- ・確認制度利用率2割

を目指す方針を示しています。

AIカメラによる取り締まり強化も

一方で、取り締まり面でも変化が進みます。現地取り締まりでは、AIカメラを

導入し、違反が疑われる車両を自動検知する仕組みが検討されています。

これにより、無許可運行の補足率向上が期待されています。

佐久間の私見！

今回確認された内容はどれも特車申請の審査期間を短縮するものであって、歓迎されるべきものと考えています。許可を取得してから適正に運行したい気持ちはあるものの、納期に間に合わせるために仕方なく無許可で運行する決断を行う運送事業者も数多く見てきました。審査期間が短縮され、特車申請制度が運送事業者にとって使い勝手の良いものになることを期待しています。

期間短縮という運送事業者にとってのメリットだけでなく、取り締まりの強化についても話題に上がったことは良い流れであると思います。未だに無許可運行を行う運送事業者は後を絶ちません。許可取得という義務を果たさずに運行を行う運送事業者がたまたま取り締まりを逃れたという状況を許してはいけません。正直者が損をする制度は公平性の面から問題であり、私は取り締まりの強化には賛成の立場です。



自動点呼導入に最大20万円 全日本トラック協会の助成事業

現在、全日本トラック協会では、自動点呼機器の導入に対する助成事業を実施しています。ドライバー不足や働き方改革への対応が求められる中、近年は「運行管理業務の効率化」の観点から、自動点呼への注目が高まっています。

助成対象者

各都道府県トラック協会の会員事業者である中小事業者

※中小事業者とは、中小企業基本法による中小企業者

「資本金の額または出資の総額が、3億円以下の会社」または「常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人」

対象機器

- ・国土交通省の認定を受けたもの
- ・令和8年4月1日以降に契約もしくは利用開始したもの

※申請の際に、国土交通省に届出をして受理された「自動点呼の実施にかかる届出書」の写し（受付印があるもの）の添付が必須

助成額

1事業者あたり1台分：上限10万円

（Gマーク事業者は2台分：上限20万円）

※対象となる自動点呼機器の導入費用（周辺機器、セットアップ費用及び契約期間中のサービス利用料を含む）

自動点呼の大きなメリット

自動点呼は、国土交通省の認定機器を用いて行う点呼方式です。最大の特徴は、「対面点呼と同等の効果を有する点呼方法」として認められている点にあります。これにより、条件を満たした場合には「中間点呼」「運行指示書」が不要となるケースがあり、運行管理者の負担軽減につながります。

また、深夜・早朝対応、人手不足対策、労働環境改善といった面でも効果が期待されています。

運行管理業務の見直しに

自動点呼は、単なる“省人化ツール”ではなく、運行管理業務そのものの見直しにつながる制度です。人手不足や法令遵守体制強化への対応が進む中、助成制度を活用できるこのタイミングで、一度検討してみてはいかがでしょうか。

詳しくはこちらをご覧ください。

（公社）全日本トラック協会HP「令和8年度 自動点呼機器導入促進助成事業について」
<https://jta.or.jp/member/shien/tenko2026.html>

